



ある自立援助ホームの戦後史：  
カトリック礼拝会の活動を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土井, 洋一, 神原, 知香 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00003292">https://doi.org/10.24729/00003292</a>

# ある自立援助ホームの戦後史

—— カトリック礼拝会の活動を通して ——

土井 洋一  
神原 知香

## 序．戦前のカトリック社会事業団体・施設史における礼拝会の位置づけ

戦前日本のカトリック団体・施設史を扱った先行研究に、田代菊雄『日本カトリック社会事業史研究』（法律文化社 1989年）がある。あとがきに、「本書は、キリシタンの時代より第二バチカン公会議（1962-65年）までの主としてカトリックの社会事業（社会福祉事業）施設史である」とあるから、我々にとっては必読書である。しかも、個別施設史を別にすれば、他に同様の研究書を寡聞にして知らない。田代も、「わが国のキリスト教社会事業史はプロテスタント社会事業史であり、一般の通史にもカトリックについては殆ど取り上げられていない」と述べている。

この格好の先行研究書は、文献研究にも精力を注いでいるが、その何倍もフィールドワークに時間を費やしている。著者は直接、施設へ出向き、北海道から九州の離島まで足をのばして史資料の収集にあたったようだ。調査開始から本書の刊行に至るまでに、6年が経過していることも、すぐれて実証的なその内容から得心させられる。ところが、本書に我々の研究対象である礼拝会（旧称、聖体礼拝会）は、少なくとも本文中には一切登場しない。末尾の「日本カトリック社会事業関係年表」、「女子修道会（活動修道会）一覧」にその名があるが、年表にも、1928（昭和3）年の箇所に「来日」と記されているのみである。これは、著者の資料の見落としや収集不足のせいではなく、実際に礼拝会に出向いてみたものの、史資料を得られなかったのではないかと推察される。筆者もまた、今回の調査で史資料の収集に努めてみたが、ほとんどが戦災で焼失しており現存するものの中

に直接資料はなかったからである。わずかに、戦前、戦後の活動年表と戦前を知るシスターらの追想録コピーと、聞き取りによるいくばくかの証言を得ることができたにすぎない。

そうした資料の制約はあるが、全体像の素描はできる。田代の研究に依拠しながら、次章以下で、礼拝会の日本上陸から定着に至る戦前、戦後の経過を時代背景を通して描いてみたい。

プロテスタント諸会派と相前後して来日するカトリック教団各会派は、明治期以降、南は長崎から北は函館まで、日本の主だった港町にその活動拠点をすえ、各地に浸透していった。カトリック社会事業の特徴の第一は、明治期以来、児童・老人の救済に力点が置かれたが、大正期からは医療事業、とくに結核患者に対する救済事業が加わることである。第二に、明治期以降の慈善事業の担い手の大半が女子修道会であり、大正期に来日する女子修道会は社会事業ではなく教育事業に向かうが、昭和期に来日する女子修道会には再び社会事業に従事するものが現われることである。大正前期には、第一次世界大戦の故か女子修道会の来日は皆無で、後期になって来日した会はすべて教育事業に携わっている。

礼拝会と同時期、つまり昭和初期に活動を開始した主なカトリック社会事業には、以下のものがある。

- ①サレジオ会（イタリア） 1927. 来日  
1933（昭和2） 大分 中津養成院開設（育児事業）
- ②マリアの宣教者フランシスコ修道女会 1898. 来日  
1928（昭和3） 札幌市郊外広島村 天使病院分院開設  
1930（ 〃 5） 〃 天使之園開設（現、児童養護施設）
- ③扶助者聖母会 1929. 来日  
1935（昭和10） 大分 別府小百合愛児園開設（現、児童養護施設）  
1939（ 〃 14） 東京 星美学園開設（現、乳児院・児童養護施設）
- ④聖ドミニコ女子修道会（カナダ） 1931. 来日  
1933（昭和8） 仙台 天使園開設（現、児童養護施設）
- ⑤お告げのフランシスコ姉妹会（カナダ 邦人修道会）  
1933（昭和8） 鹿児島 ナザレト寮開設（育児事業）

1939（ 〃 14） 東京 育児施設開設

（現、児童養護施設・聖フランシスコ子ども寮 大田区）

⑥宮崎カリタス修道女会（サレジオ会神父指導の邦人修道会）

1933（昭和8） 宮崎 救護院開設（児童・老人・障害者等の総合救済施設）

## 1. 礼拝会の戦前の活動

### 1) 礼拝会シスターたちの来日

聖体礼拝会のスペインにおける正式名称は、「聖体と愛徳のはしため礼拝修道女会」（AASC）である。1856年、マドリードでマリア・ミカエラ（1809～1865）によって創立された。彼女の生涯については、①バリオス・モネオ著 江藤百合子訳『強き婦人』礼拝会喜多見修院 1980（全395頁） ②『自叙伝』刊行年不詳（全220頁） ③「聖マリア・ミカエラの年表」刊行年不詳（全22頁） ④「聖マリア・ミカエラの教育法」刊行年不詳（全12頁）がある。いずれもB5版の複写で、筆者は阿倍野ミカエラの家を通じて閲覧することができた。ここでその概要を紹介すべきであるが、多くの紙数を要するため資料の紹介にとどめておく。

ところで、聖体礼拝会の修道女たちは、1928（昭和3）年5月、スペインより愛媛県松山市に上陸し、同地の聖ドミニコ宣教修道女会で共同生活を開始した。

聖ドミニコ宣教修道女会は、女子教育と社会事業による布教を目的として1688年にマニラで設立された。日本には1925（大正14）年3月、同会のロザリオ管区（フィリピン）から山内とともスペイン人修道女2名が渡来し、松山市に美善女学校（聖カタリナ学園の前身）を設立していた。この修道女会は、その後さらに北条市、坂出市、小豆島へ活動を広げ、学校、病院、老人福祉施設等の経営に携わって今日に至る。

さて、聖体礼拝会の修道女たちはどうしたであろうか。松山では信徒の獲得、修道院の創立は無理だと判断し、東京に出て修道院を創設することになる。風土病を患う者を出しながら、ティエチェア・デ・ラ・クルスら3名のシスターが、同年10月、松山を離れた。実際、愛媛県下では既存の仏教教団の勢力はもとより、

カトリックの先行勢力以上に、松山、宇和島、今治などを拠点に、アメリカンボード（1876年～）、日本聖公会（1909年～）、日本アライアンス教団（1918年～）など、すでにプロテスタント各会派の教勢が強かったのである（『日本キリスト教歴史大事典』教文館 1988）。

長旅を終え東京にたどり着いた一行は、同月、芝区南寺町の借家で修道院と寮を開設した。この地は、東に慶応義塾、西に高輪泉岳寺、北東に徳川邸があり、南は環状線（現山手線）を挟んで海という場所であって、あまり宣教には適していなかったのではなかろうか（「古地図」1934年版 古地図史料出版 参照）。

1930（昭和5）年12月には麴町区4丁目に移転、修道院を設立するに至る。1932年12月、同所に修練院を開設。翌1933年2月には、同地に女子更生施設白菊寮を開設した。この寮が正式に「白菊寮」と命名されたのは、もう少し後の1936年9月のことになるらしい（「礼拝年会譜 日本管区」による）。南寺町の借家でも、修道院とともに「寮」を開設しているが、これを白菊寮の先駆と考えてよいであろう。「女子更生施設」と明記したのは『日本キリスト教歴史大事典』の執筆者、礼拝会喜多見共同体所属のシスター・満岡アヤ子であるが、幾人かの現職シスターからの聞き取り調査によると、目標はあるものの明確な対象があって活動されたものではなく、カトリック信仰志願の、貧困や地方出身で不安定な生活をおくる女子青年たちが修道院に集まってくると、スペイン人シスターたちが誠意をもってお世話をする。やがて日本人シスターたちも加わって、洋裁や和裁を教える機会もふえていったというように、いろいろな動機や属性をもつ若い女性たちとの輪が広がったものであるようだ。正確な時期は定かでないが、麴町修道院で過ごしたシスター・アヌンシアタ（日本姓斉藤 東京女子薬専卒 在ボリビア）によると、集会やバザーの時、修道院製のケーキ、キャラメル、エルマナス（注 姉妹たちの意）やチカス（注 寮生たちの意）がつくった手芸品が並べられたという（後述の『昔物語り』1972 所収）。こうした白菊寮の先駆形態は、後述するように戦後になると、時代の要請と会の主体的条件との相関の中で、形を変えながら横浜、川崎、大阪、練馬、広島などに伝播していくことになるのである。

聖体礼拝会の来日時期は、他会派に比して早い方ではない。初期のプロテスタント諸会派の場合もそうであるが、カトリック諸会派間の関係は良好で、この点

ではプロテスタント諸会派以上に密接な協力関係にあったようだ。聖体礼拝会は、先に来日し東京に主な拠点を築いていたイエズス会（男子修道会 スペイン）、イエズスの聖心会（女子修道会 略称・聖心会 フランス）の協力を得た。

前者は1908年10月、カトリックの大学設立準備のため4名の会員が渡来し、1913年3月に上智学院設立の認可を得、1928年5月には上智大学として認可されている。東京に麹町教会他をもっていた。後者は1908年1月、オーストラリアから4名のシスターが渡来、東京の麻布笄町で誕生し、翌年には芝白金に移っている。教育事業に挺身し、聖心女子学院を世界各地に開設し、わが国では聖心女子大学を頂点とする女子教育の拠点会派として、現在も健在である。その聖心女子学院の学生や卒業生が聖体礼拝会を訪れ、その中から聖体礼拝会の日本人シスターの中核が育っていった。もちろん、修道院、寮の開設資金はスペインの本部からもたらされたが、土地選定をはじめ、不慣れな異国でのさまざまな不利を先輩諸会派が補ってくれたものと思われる。

## 2) 礼拝会シスターたちの戦前・戦中体験

1940年4月、聖体礼拝会は板橋修道院（後の練馬修道院）を開設し、1944年4月には移転を完了している。その後、麹町修道院は、1945年5月25日の東京大空襲で焼失した。板橋修道院の住所は当時の東京市板橋区南田中、その後の市区制変更で東京都練馬区南田中になり、現在に至っている。聖体礼拝会が、交通の不便な当時の板橋区内に二つ目の拠点を置くに至った経緯は定かではないが、この一帯には、先の1935年に洗足カルメル修道会（男子・女子の各観想修道会 1933年2月にスペインより来日）女子カルメル会は同年3月麹町区下六番町に修道院を創設）の女子カルメル会が板橋区（現練馬区）石神井に本修道院を移している。その後も、サレジオ会（男子修道会 1926年にイタリアより来日）が、近隣に修道院と学校（現在の育英高専）を、宮崎カリタス会（女子修道会 1939年開設）が、1951年に本部を練馬区井荻に移転（以後はカリタス修道会と改称）するなど、この界隈はカトリック教会ゆかりの土地柄になっている（『日本キリスト教歴史大事典』）。

1939年に欧州で第二次世界大戦が勃発すると、日中戦争はやがてアジア・太平

洋戦争に拡大された。英・米・仏・蘭といった連合国を母国とする修道会への弾圧が強まり、1942年頃から神父・シスターらは強制的に収容所へ送られた。聖体礼拝会の母国スペインは枢軸国ではなかったが、枢軸国寄りと見なされ収容所送りは免れた。しかし、白人であるスペイン人関係者への風あたりは次第に強まり、聖体礼拝会でも東京市街からの強制立ち退きを余儀なくされていたのである。日本人シスターをも巻き込んだ近隣住民による差別と偏見はすさまじく、「灯火管制に逆らって明かりを灯したのは病人が出たからではない。B29に合図するためだろう。憲兵隊に訴えてやる」（板橋の隣組長から。この時は同行の男にシスターの一人が殴られている）とか、「牧場の牛の糞や畑の木片を盗んだから裁判にかけてやる」（軽井沢の住民から）、「お前たちはスイスのスパイだろう」（同地の村長たちから）とか、彼女たちは様々ないやがらせを受けたようだ。こうした迫害の諸事実は、次に紹介する資料から抜き書きしたものである。

筆者の手許には、唯一といってもよい一次資料、『昔物語り』という小冊子（タイプ印刷でB5版 25頁）がある。これは礼拝会活動の戦前、戦中、戦後を知るスペインと日本のシスターたちの回顧録として、1972年8月に編まれたものである。読んでみると、たどたどしい日本語そのままに当時の情景が生き生きと伝わってくる。ただ、それぞれの追憶に負っているだけに、この資料には時系列が厳密ではないという弱点がある。一長一短のこの資料に拠って、以下、論を進めていきたい。

聖体礼拝会シスターの移住先は、浅間山麓の沓掛（現在の中軽井沢）にある家であった。関係者の好意で、大きな畑のある一軒家を借りることができたのである。1944年の晩秋になると、麴町修道院には3人ぐらいのシスターしか残っていなかったが、その人々も「ある会社」に留守を託して移住した。それまでにも、麴町から板橋修道院への引っ越しは随時行なわれていたが、四谷駅から中央線で中野駅まで行きそこから徒歩で向かったというから大変な時間がかかった。貧しい生活の中であえて交通費を余分に負担すれば、武蔵野線で富士見台駅（現在は西武池袋線で最寄り駅）まで行くことができたであろう。もっともその頃は空襲で、交通手段もあてにならなくなっていたに違いない。

板橋修道院は、1944年春頃までにはシスターや寮生たちでいっぱいになり、順

次、スペイン人シスターたちが日本人シスターの協力を得て軽井沢に移住していった。シスター・ビクトリア（現在は喜多見共同体在住 93歳）の回想によれば、板橋に残っていた数少ない外国人シスターの最後の沓掛疎開は1945年3月で、満員列車で軽井沢まで行きそこから大きな荷をもって山道を歩いた。その列車には、同じ目的地に行く他会派のシスターたちも多数乗っていたという。前年から随時開始された軽井沢移住には大量の荷を伴ったため、鉄道利用の他、自転車とリヤカー、大八車が活躍した。

マリア・パス（村田姓 後に大阪の茨木共同体に所属 箕面のガラシャ病院で没）の回想によれば、1年3カ月の軽井沢生活で最も思い出深いことは、自転車での中仙道往復だった。朝の五時半、寮生一人と弁持参で現地を自転車で出発、愛宕山を下り軽井沢を過ぎて碓氷峠をも一気に下りおりる。途中民家に一泊し、翌早朝発って午後6時過ぎに浦和の教会着。夜8時過ぎによく板橋修道院に辿り着いた。一日おいて今度はリヤカーに山羊と雌鳥と食料を乗せ、シスター・イマクラダ（園部姓 秋田出身で回顧録の邦文タイプを打つ 2000年没）、寮生とともに自転車を引いて出発。帰路は山道を登り峠を越えるのだから往路の倍の時間を要した。S.イマクラダによると、その1、2週間後、今度はマリア・パスらと4人で大八車に聖堂の品々と食料、燃料を積み、引いて押しながら軽井沢に登る麓に泊まったのが4泊目だったというから、大変な旅であった。モンベ姿で奮闘する修道女たちの姿が浮かんでくる。当時は空襲が激しくなり、鉄道、道路の寸断もあって徒歩で旅することは珍しくなかったであろうが、それにしても彼女たちのたくましさの源泉は何であろう。やはり、神の使徒としての志なのだろうか。ちなみに、例の1頭の山羊はよく乳を出し、雌鶏10羽は卵を沢山生んでシスターたちの栄養失調をくいとめるのに大いに貢献したらしい。卵二つは、パン屋さんでパン一斤に交換してもらえた。

シスター・カルメン・ルイス（オルガニスト 長く茨木共同体に所属し周囲の尊敬を集める その後川崎修練院長 スペインに帰国後没）は、言葉少なに当時を語っている。

「疎開の間、沢山のよい御手本や犠牲、自己放棄、兄弟愛、の精神がシスターたちの間に競争でみられました。そしてはげしい労働の上に物質の欠乏に苦しみ



乍らも、いつも喜びにあふれていました。（中略）又度々めいめいの少ないパンを、若いシスターのナフキンにそっと入れているのをみました。あの頃の熱心を思い出すのは本当に慰めです」と。

## 2. 戦後における礼拝会・自立援助ホームの生成

### 1) 生成に至る内部的・主体的要因

敗戦後、礼拝会はよみがえった。1945年9月、横浜市南区唐沢の高台に横浜修道院を、翌46年1月には同所にホーリーファミリー（聖家族）寮を開設した。3月には川崎市のいすゞ自動車工場の建物を10年契約で借り受け、修道院・修練院を開設するとともに神奈川県委託保護更生事業としての白菊寮を設置、売春や要養護の女子を保護救済した。練馬区内に変わった旧板橋修道院も再興される運びとなり、ようやく再スタートの体制は整った。とはいっても、戦後2年を経た旧板橋修道院はいまだ荒れ果て、戻ってきたシスターたちは毎日草取りに明け暮れたが、お金も食料もなく清貧の生活が続いた。

ある日、「京橋明治屋に外人の配給がある」との葉書が舞い込んできた。マドレ・アメリカ（大柄で目の大きいスペイン人シスター 1970年代に横浜で没）らの奮闘で沢山の食料が得られた。その際には、スペイン大使夫人の助力があったという（語りべ不詳 『昔物語り』所収）。

その後、本論の主役である自立援助ホーム型3施設の誕生に至るまでの礼拝会事業の流れを、「礼拝会年譜 日本管区」によって以下、概観しておこう。

1949年9月 横浜に児童福祉（養護）施設・白菊学園開設

→1961年3月 廃止

1951 4 東京都世田谷区喜多見に宗教法人聖体礼拝会設立

→1954年4月 宗教法人カトリック礼拝会に名義変更

〃 〃 喜多見修道院およびホーリーファミリー寮開園

1952 5 財団法人礼拝会の社会福祉法人への組織変更

1955 5 大阪府豊中市に修道院および女子寮開園 →1970年7月 廃止

9 喜多見にキンダーガーデン開設

- 1956 3 川崎修道院および白菊寮閉鎖  
 3 大阪府に茨木修道院開設  
 4 横浜にサンタ・マリア国際幼稚園開園
- 1958 9 横浜にサンタ・マリアインターナショナルスクール開校
- 1959 2 練馬に同スクール開校
- 1961 3 茨木に聖家族寮開設  
 5 練馬に社会福祉法人聖家族寮（第二種社会福祉事業・宿所提供施設）開設
- 1962 9 横浜に社会福祉法人聖家族寮（同上）開設 →1978年3月 廃止
- 1965 4 茨木にサンタ・マリアガーデン開園
- 1970 12 愛知県一宮市に一宮修道院開設
- 1971 4 一宮にサンタ・マリア幼稚園開園
- 1972 9 大阪府熊取町に熊取修道院開設
- 1975 11 熊取にサンタ・マリアガーデン開園
- 1979 10 福岡市に福岡修道院および女子寮開設
- 1983 8 大阪市阿倍野区に阿倍野修道院および女子青年保護施設ミカエラの家開設
- 1985 2 練馬に女子青年保護施設ミカエラホーム開設（直後に社会福祉法人化）  
 9 横浜に緊急一時保護施設ミカエラ寮開設
- 1986 4 練馬のミカエラホーム 東京都から自立援助ホームとして認可を受ける  
 8 広島県廿日市町（現廿日市市）の民間社会福祉施設聖ミカエルの家を2年の契約で2名のシスターが手伝い始める
- 1988 8 広島市庚午で3名のシスターが共同生活を始める（広島ミカエラの家開設）

1990年代には横浜の学校教育事業を廃止し、1996年に母子寮（現母子生活支援施設）カサ・デ・サンタ・マリアを開設して現在に至っている。礼拝会日本管区本部は喜多見に置かれ、傘下に喜多見第一、第二、練馬第一、第二、横浜、一宮、

茨木、阿倍野、広島、福岡の10共同体がある。途中で、いくつかの組織変更が行なわれているが、具体的な社会福祉事業部門では川崎の白菊寮と横浜の白菊学園の廃止、練馬の宿所提供施設、横浜の緊急一時保護施設と母子寮の開設、大阪・練馬・広島的女子青少年アフターケア施設の開設が目立った動きといえようか。とくに川崎からの撤退は、いすず自動車側が施設の継続使用を認めてくれていたにもかかわらず、「内部から宣教抜き施設の施設運営に疑問が出てきた」ことが主な理由のようである（現職シスターの証言）。

1962～1965年の第二バチカン公会議を契機に、礼拝会もまた他会派と同様に会創設の原点に立ち返り、あらためて女子青少年の保護・育成と母子福祉に重点を移行させてきた。今では数少なくなった宗教法人の学校、練馬のサンタ・マリアスクール（幼稚園、小学校）にしても、米国・東南アジアなどの貧しい家庭の子どもを優先的に受け入れており、礼拝会の初志を受け継ぐ方針が鮮明に打ち出されている。

戦後の礼拝会は、宗教法人、学校法人、社会福祉法人という3種の法人格を具備しながら、宗教（宣教）と活動（教育、福祉の実践）を両立させるために苦闘してきたようだ。宗教法人としての独立性を保ちながら、教育や社会福祉の事業での公的支援を得るには法人格が不可欠となる一方で、認可を得れば行政による規制の対象ともなる。これは、憲法第89条の「公私分離の原則」に拠っているからであるが、事業実践を日常的に展開するには財源の安定供給が欠かせない。だからといって、単なる行政の下請けになってしまうのは本末転倒になる。こうした法人格の“両刃の剣”をめぐる桎梏と矛盾は、仏教系施設等の事業実践についてもそっくりあてはまる。いや、最も今日的なNPO活動にしても例外ではない。

そうした意味で、礼拝会傘下の諸活動における典型例は横浜の場合であろう。横浜共同体の戦後は、法人格組み替えの歴史でもあった。社会福祉法人の1施設と一つの宗教法人の各種学校を廃止し、新たに社会福祉法人2施設の認可を受けた。現在、社会福祉法人カサ・デ・サンタ・マリアとミカエラ寮とのコンビネーションは、処遇面ではステップアップシステムとして効果を上げているという。そこには、公的支援と規制を受けつつ、宗教団体の自立性を保持するというバランス装置が働いている。

本論の対象3施設の場合も、それと無関係とはいえない。現在、練馬が社会福祉法人、阿倍野と広島は無認可のままである。阿倍野の場合は、これまでに認可を得るために準備をした時期もあったようであるが、今では認可を求めて尽力する「未認可」状態よりも、自由な裁量の余地を残しながら、ささやかな社会貢献をすればよいとする「無認可」状態に傾いているようである。広島では、もっとマイペースの無認可状態が続いている。こうした事態には横浜の場合と同様な理由もあるが、他方で担い手たちの高齢化という深刻な理由がある。事業実践を継続するための後継者難という問題である。後継のシスターが配置されないまま社会福祉法人になれば、外部から採用された正規職員中心に事業実践が展開される心配があろう。礼拝会諸活動の束ねは、カトリック信仰と聖マリア・ミカエラの生き方そのものだからである。

しかし、一年以上に及ぶ調査にかかわった者からすると、次節以下で詳しく述べられているように、シスターたち（その多くが50歳～70歳代）の無私無欲の献身が、このまま自然消滅して欲しくはない。自立援助ホームは、社会福祉施設の中では最も若く目立たないが、急速に高まる緊急のニーズに対応すべき施設の一つである。シスターと正規職員の混成チームによる社会福祉法人化への道が、模索されていってほしいと願っている。礼拝会の施設実践には、今日まで良質の民間性が脈々と流れ続けてきたのだから。

上記部分の執筆にあたっては、以下の礼拝会シスターの方々から情報と資料の提供を受けた。ご好意に感謝申し上げたい。

辻村恵美子氏（阿倍野ミカエラの家）	前田 照子氏（礼拝会日本管区長）
鈴木 美江氏（ 同 上 ）	満岡アヤ子氏（喜多見共同体）
長浜 千穂氏（ 同 上 ）	田口 葉子氏（ 同 上 ）
吉田 久子氏（ 同 上 ）	太田 博子氏（ 同 上 ）

（以上の文責 土井）

## 2) 自立援助ホームの歴史——国際的国内的な全体動向との関連から——

### (1) 自立援助ホームの萌芽

自立援助ホームは、最初は養護施設のアフターケア施設として始まった<sup>1)</sup>。この背景には、従来の養護施設が、中学卒業までの衣食住の充足を施設生活の大きな課題とし、就労児童まで目を向けることができないという状況があった<sup>2)</sup>。1953（昭和28）年に神奈川県立「霞台青年寮」、1958（昭和33）年に東京都豊島区に民間施設「アフターケアセンター」（後の青少年福祉センター）、1964（昭和39）年には、大阪に大阪児童福祉事業協会の「清心寮」が設立され、養護施設を退所した就労児への援助が展開されていた<sup>3)</sup>。

施設出身者は、頼れる家族、親類などがいない中、初めての仕事、初めての人間関係と慣れないことが多く、対人関係の持ち方の乏しさも手伝い、仕事に定着できない児童が多く出てきた<sup>4)</sup>。アフターケア施設は、そのような子どもたちを支えていた。

ところが、1950年代半ばから1960年代の高度経済成長期、中卒就労児は、「金の卵」として企業から引く手あまたとなり、各社は地方からの集団就職者向けに独身寮を整備した。施設出身の少年、少女たちにとって、住み込み就職先を見つけることは、困難なことではなかった。そのため、アフターケア施設は次第に消滅していった。1954（昭和29）年、霞台青年寮が姿を消し、1971（昭和46）年には、清心寮が一般の養護施設へと転換した。

しかし、経済成長の鈍化、高学歴化社会への移行により、中卒就労児は一転して就職難となり、再びアフターケアへの需要が高まり始めた。

こうした中、青少年福祉センター以外に、1967（昭和42）年、東京に「憩いの家」が養護児童のアフターケア施設として設立され、青少年福祉センターと共に活発な活動を展開してゆくこととなった。

### (2) アフターケア施設から自立援助ホームへ

経済・社会の情勢が変化し、1973（昭和48）年に養護施設からの高校（対象は公立高校）進学費用の公的負担が認められるようになると、「色々な事情で進学できなかった子供だけが就職する状況の変化が、子供の質に影響を及ぼす」こと

となった<sup>5)</sup>。その結果、アフターケア施設は、子どもたちを支えるという役割から、社会において一人で生活していけるように育て上げるという役割を担いつつあった。つまり、従来のような「児童養護の補完」という位置付けに限界が生じてきたのである。

全国の自立援助ホームの先駆的存在である憩いの家では、「私たちのやっていることは、施設でやっていることと本質的に何も変わらないのではないか。年齢の違いはあっても、また働いているということはあっても、これはインケアと考えるもよいのではないか。さらに、15歳から人間関係をつけていく難しさに直面した結果、養護の一貫性からみても15歳で子供を引き上げるのがよいことなのかどうか」という議論が生まれていた<sup>6)</sup>。そして、この議論は、現在行っている実践は、欧米で行われている施設養護の一形態であるグループホームと同様ではないかとの考えへと向かっていった。

そして、その頃、同じ町内の中学1年生と小学5年生の兄妹を受け入れた際、「本人たちが住んでいる地域を離れることを嫌っており」、「子供たちは住み慣れた環境の中で、いきいきとしている」という状況から、児童養護におけるグループホーム形態の重要性が改めて認識されることとなった<sup>7)</sup>。

このように、憩いの家が、自らの実践をグループホームにおける実践として捉え直そうとしたこと背景には、「養護の過程において入所者の生まれ育った環境を重視する」、「養護の一貫性を維持する」ということを実現するためだけでなく、就労児をも含めた養護高齢児童の処遇において、グループホーム形態を提示することによって、養護高齢児童への援助の不足と受け皿の少なさを示し、援助の最終地点ともいえるアフターケア施設へと至るまでの「インケア」のあり方を問い直すという意味があったと思われる。

このような状況の中、「自立援助ホーム」という名称は、1984（昭和59）年の東京都の施策から生まれた。東京都は、「自立援助ホーム制度実施要綱」を作成し<sup>8)</sup>、1974（昭和49）年からアフターケア補助金として相談事業のみに支給していた補助金を、自立援助ホームとして入居している児童を対象に補助を行うよう変更した。こうして補助金対策事業として認定されたことにより、児童福祉施設の補完としてのアフターケア施設から、自立への援助を行う自立援助ホームとな

り、働く児童も養護の対象であり、働ける年齢に達したことと、一人で生活してゆけることは異なるという考え方が認められた<sup>9)</sup>。

この結果、自立援助ホームは、養護施設退所者と共に、家庭裁判所からの補導委託児童、少年院を仮退院した少年、家庭から直接入所する児童など、その対象を拡大していった。

そして、1988（昭和63）年には、国の予算事業として、それまでのアフターケア事業は「自立援助事業」として認められた。

### （3）「自立援助ホーム」の法制化

1988（昭和63）年に国の予算事業として自立援助事業が認められ、1980年代後半から1990年代初頭にかけて、全国で自立援助ホームが徐々に増え始めた<sup>10)</sup>。しかし、自立援助ホームは児童福祉法上の児童福祉施設としては認められておらず、国からの補助金額は、1988年の「自立相談援助事業」の通達により、定員10名までは154万円、10名以上は276万円で、いずれもその4分の1は、法人負担という支給内容であった<sup>11)</sup>。支給金額の少なさと同時に、自治体の補助金や、助成団体の寄付金を受けるには法人格が必要であるが、自立援助ホームが児童福祉法上に位置付けていないため、社会福祉法人にはなることができず、運営は非常に厳しいものであった<sup>12)</sup>。

この一方で社会的支援を必要とする子どもたちは多く、自立援助ホームへの需要は高まるばかりであった。そこで、運営基盤を固め、全国に自立援助ホームを普及させてゆくため、1993（平成5）年、「全国自立援助ホーム連絡協議会」が結成された。そして、自立援助ホームを第一種社会福祉事業として法制化することが要求されることになった<sup>13)</sup>。

憩いの家の広岡知彦氏は「自立援助ホームは、収容施設であるが、措置施設ではない。措置することへのためらいは、子どもが働いていることに起因していると考えられる。しかし、児童が生活費を自己負担できることを前提に施設運営するような仕組みでは、生活が安定しない児童の面倒を見ることが困難になる」と述べている<sup>14)</sup>。

法制化要求の結果、1997（平成9）年の児童福祉法改正により、1988年の「自

立相談援助事業」が「児童自立生活援助事業」となり、第二種社会福祉事業という位置付けで、児童福祉法第6条の2において児童居宅生活支援事業の一類型として法制化された。

しかし、法制化されたものの、第一種社会福祉事業ではないため、国から措置費は出ない。そのため補助金以外の公的資金を期待できないことになり、依然として運営は苦しい。また、法制化により、18歳未満の児童は児童相談所が関与することになった。そのため、18歳以上の子どもは法の対象外となり、18歳以上の児童も、家庭裁判所からの少年も、児童自立生活援助事業において児童相談所の対象外として一応認められているが、法の谷間は依然として存在し、「制度化は制限化」という評価も見られる<sup>15)</sup>。

[注]

- 1) 自立援助ホームの生成過程の時期区分については、村井美紀：『『自立』と『自立援助』』、全国自立援助ホーム連絡協議会：『全国の自立援助ホーム』2000年、を参考にした。
- 2) 全国養護施設協議会：「自立援助事業小委員会報告書」、1997年。
- 3) 青少年と共に歩む会編：『静かなたたかい 広岡知彦と「憩いの家」の三〇年』朝日新聞社、1997年。
- 4) 霞台青年寮、清心寮は、いずれも「養護施設」として法的に位置付けられ、発足当時から措置費が支弁されていた。しかし、就労可能児を受け入れるという養護施設は、この2施設以降にはほとんど見られなくなった。  
(武田陽一：「自立援助ホームの問いかけるもの」東京都社会福祉協議会児童部会：『児童福祉研究』No18、1986年、大阪弁護士会：「自立援助ホーム調査報告書」全国自立援助ホーム連絡協議会：『平成12年度全国自立援助ホームセミナー～子どもの自立を支えていくために～』2000年、117頁より)。
- 5) 福田垂穂、浜野一郎、秋山智久、広岡知彦、大塚乙子：「新しい社会的養護の動向と展望——脱施設化とグループホームの可能性——」、『明治学院論叢 社会学・社会福祉学研究』第32号、1982年9月。
- 6) 同掲論文
- 7) 同掲論文
- 8) 東京都において1984(昭和59)年から始まった「自立援助ホーム制度」は、「義務教育終



了後、就職する児童が精神的、社会的に自立が困難な状況にあることを鑑み制度化されたもので、その目的は、要項第一条に『自立援助ホームは、養護施設の退所児童等であって義務教育終了後就職したもののうち、なお援助が必要と認められる児童を入所させて生活指導を行うこと等により、それらの児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的』としたものであった。

（青少年福祉センター編：『強いられた「自立」』、ミネルヴァ書房、1989年、59頁より引用）。

また、具体的な内容については、小谷弘夫：「東京都における自立援助ホーム事業について」、全社協養護施設協議会：『季刊 児童養護』第15巻第1号においてその概要を知ることができる。

9) 前掲書3)。

10) 各ホームはそれぞれ設立の年代によって共通点があり、1980年代は、既存の社会福祉法人が新たな附帯事業を始め、1990年代は、既存の社会福祉法人のうち経済的に余裕のある一部が開設運営主体となった。（前掲書4）、大阪弁護士会）。

11) 青少年と共に歩む会：「歩む会通信」、No.48、1996年6月7日。

平成12年度からは、定員10名未満は、241万円、定員10名以上は、363万9000円の補助金が、地方自治体から支給されている。

12) 1997年の児童福祉法改正により、法人格の制限はなくなった。

13) 全国自立援助ホーム連絡協議会が作成した、「自立援助ホームの制度化に向けての要望書」の内容は次の通りである（ここでは留意されたい項目として述べられている部分についてのみ抜粋した）。

【対象】入所相談対象を自立援助の必要な義務教育終了から概ね20歳までとする。

【機能】現在、社会的援護を受けていない青少年で、現に、社会的自立に困難を来している青少年に対して就労指導、相談援助、カウンセリング等、必要な援助を行う。ホーム退所後の生活支援（地域ケア、在宅ケア）も重要な機能として持つものとする。

【施設形態】定員6名程度のグループホーム形態、もしくは20名までの寮形態とする。

【職員配置】職員は定員に対して専任職員3名、相談事業、アフターケアのための社会生活支援ワーカーを1名配置するものとする。

【経費】「就労青年の自立援助施設」としての性格からも「生活費部分の事業費」は必要なく、「事務費」の人件費、管理費のみが必要である。生活事業費は本人からの徴収金額で賄う。

【受託】入所申込は、本人、児童相談所、養護施設、教護院、少年院、家庭裁判所、

福祉事務所、女性相談所等とし、受託した自立援助ホームは管轄の児童相談所に報告する。

（青少年と共に歩む会：「歩む会通信」、No.48、1996年6月7日、9頁より引用）。

14) 前掲書3)。

15) 武田陽一：「制度化は制限化——児童福祉法の限界——」青少年と共に歩む会：「ともしび」65号、1998年8月5日、7頁。

自立援助ホーム・略年表

（金額の単位：円）

	青少年福祉センター	憩いの家	東京都	国及びその他
1950			高校奨学金 児童部会発足 就職支度金（物品）	
1951				
1952				
1953			品川景德学園	霞台青年寮設立 (神奈川県立)→1954年まで
1954				
1955			中井児童学園	
1956				大阪市児童収容施設連盟
1957				
1958	アフターケアセンター 設立			
1959	新宿寮設立 (1984年認可)			
1960				
1961	財団法人化			国の就職支度金(10,000)
1962	第二種社会福祉事業 として認可			
1963				
1964		設立の呼びかけ	大学就学支度金  就職支度金（5,000）	大阪児童福祉事業協会、 清心寮設立→1971年まで
1965				「金の卵」の時代
1966				
1967	相談室開設	三宿憩いの家設立	美濃部都政	
		社会福祉法人認可を 厚生省に交渉		
1968	カークリーニング開 始		メリノール・センター設立(74 年カリタスの家に)→79年まで	

1969	自動車修理工場開設	財団法人「青少年と共に歩む会」発足 第二種社会福祉事業認可（東京都より）		就職支度金（都）10,000
1970				
1971	職業訓練校開始 （12名）			
1972	「事業内職業訓練校自動車整備科」として認可	事業規模拡大計画が持ち上がる		福祉元年の開始
1973		公的補助の陳情行う	1950年からの高校奨学金を特別育成費に	国が高校進学の特設育成費設定
1974	清周寮設立 （1976年認可）	経堂憩いの家設立	アフターケア補助金	以下の数字は就職支度金
		オーストラリアのグループホームを紹介	1,977,000	（国）15,000
			2,000,000	
1975			2,400,000	（都）25,000（国）20,000
1976			2,550,000	
1977			「新しい社会的養護形態に向かって」を発表（ファミリーグループホーム構想）	
1978			2,800,000	（都）37,500
1979			3,016,000	（国）25,000
1980		家庭裁判所との連携開始	3,132,000	（都）45,000
1981	暁星学園認可	第三の憩いの家発足 計画が持ち上がる	3,280,000 6,541,000	（都）55,000 やまびこ（ホーム建築） （1998年認可・宮城県）
1982	訓練校から通信高校へ	祖師谷憩いの家設立	宿泊事業加算 ファミリーグループホームの試行	
1983		ファミリーグループホームとしての認可を受ける	6,742,000	（都）65,000 阿倍野ミカエラの家設立
1984	自立援助ホーム補助金 24,960,000	自立援助ホーム補助金 7,488,000	「自立援助ホーム」という名称の登場 一人当たり52,000	鳥取フレンド設立 （1989年認可） （都）75,000
1985	25,440,000	7,632,000	聖家族寮ミカエラホーム設立（1986年認可）	（都）85,000 石川自立援助ホーム設立
1986	28,080,000	8,424,000		

ある自立援助ホームの戦後史（土井・神原）

1988			一人当たり61,000 あすなる荘設立 (同年認可)	自立相談援助事業開始 1988年3月29日：厚生省 児童家庭局長通知「養護 施設入所児童のうち中学 卒業後就職する児童に対 する措置の継続について」 広島ミカエラの家設立
1989			一人当たり94,000	1989年4月10日通知「養 護施設入所児童の高等学 校への進学の実施につい て」 1.57ショック 慈泉寮設立(同年認可・ 愛知県)
1990				1992年4月10日通知「養 護施設分團型自活訓練事 業の実施について」 えんどうホーム設立 (1998年認可・神奈川県)
1991				天神ホーム設立(兵庫県)
1992				島添ホーム設立 (同年認可・沖縄県)
1993			もみの木設立 (同年認可)	
1994				青雲寮設立(兵庫県) 東樹設立(同年認可・京 都府)
1995				
1996				1996年1月29日通知「措 置解除後、大学等に進学 する児童への配慮につい て」
1997				大阪自立援助の家設立 1997年4月9日通知「養 護施設等退所児童自立定 着指導事業の実施につい て」 星の家設立(1999年、特 定非営利活動法人として 認可・栃木県)
1998				児童福祉法改正 1998年4月22日通知「児 童自立生活援助事業の実 施について」 岡田ホーム設立 (同年認可・高知県) せんだんの家設立 (同年認可・宮城県) 双葉ホーム設立(福岡県)

（出所）1. 上記の年表は、下記の文献および資料を基礎的な枠組みとし、筆者が加筆修正したものである。

- (1) 武田陽一：「自立援助ホームの問いかけるもの」、東京都社会福祉協議会：『児童福祉研究』、No.18、1986年、57-61頁
  - (2) 青少年福祉センター編：『強いられた「自立」』、ミネルヴァ書房、1998年、52頁
  - (3) 全国自立援助ホーム連絡協議会：『全国の自立援助ホーム——40年の歴史と20の実践——』、平成12年3月
  - (4) 厚生省児童家庭局企画課：『児童家庭法令通達集 児童福祉(I)(II) 中央法規、昭和40年
  - (5) 青少年と共に歩む会：『憩いの家 二十年の歩み』、1988年
  - (6) 全国自立援助ホーム連絡協議会：『全国自立援助ホームセミナー 埼玉大会報告書』、2000年
2. 上記の年表では、認可されているホームのみ、その旨を記載した。

### 3) 礼拝会・自立援助ホームの誕生とその経緯

ここでは、礼拝会が有する3つの自立援助ホーム、阿倍野ミカエラの家（大阪市）、聖家族寮ミカエラホーム（東京都練馬区）、広島ミカエラの家（広島市）の概要と設立までの経緯を述べる。いずれのホームも礼拝会の方針により、女子青少年（ホームによっては成人女子も含める）のみを対象とすることは共通しているが、設置主体者および設立までの経緯は様々である。まず、設立の早い順から各々のホームの概要を述べ、それを踏まえたうえで、設立までの経緯を振り返ることとする。

なお、文中においては、各児童福祉施設の呼称を児童福祉法改正以前、以後により使い分けている。

#### 1. 阿倍野ミカエラの家

- (1) 阿倍野ミカエラの家の概要<sup>1)</sup>

阿倍野ミカエラの家は、全国で22ホーム（2000年3月現在）ある自立援助ホームのうちの一つであり<sup>2)</sup>、無認可のホームである<sup>3)</sup>。設置主体者は宗教法人礼拝会である。

阿倍野ミカエラの家の主な事業内容は、①15歳から20歳位までの就労可能な女子青少年に生活の場を提供する、②就職活動および就労の継続を援助し、職場との連絡調整を行う、③個別に深く関わり、情緒の安定を図り精神的発達を促す、④退所後も連絡を絶やさず適切な援助を行う、というものである。例外的に一時的な宿所提供のみを目的として、小学生や壮年期の女性などを受け入れている。

家庭に問題があり家族と共に生活できない、身寄りが無いという少女が多いため、援助においては就労の確保と継続への援助が重要となる。しかし、精神的な安定なくしてはそれも実現できないとの考えから、経済的・精神的両面における安定を図ることが重視されている。

6名（実質5名）の入所定員は、家庭に恵まれてこなかった少女たちは、小規模で家庭的な雰囲気の中で生活させることがよいのではないかの判断から決められた。原則として一人ずつ個室が用意されている。職員はシスターが3～4名（常勤は2名）である。入所者は、光熱費と生活必需品に関わる費用を負担している。

1995（平成7）年から1996（平成8）年にかけては、一人暮らしの最終的な訓練の場として、近所に阪南町ホーム（マンション）を借りていたが、出費が大きく財政が苦しくなり、現在は無い。

運営資金については、原則として総本部ローマからの援助はなく、家庭裁判所、保護観察所、児童相談所からの委託費、後援会からの寄付金、シスターの内職によって成り立っている。しかし各委託機関からの委託費用はそれぞれ異なり、またその時々利用者の数によって左右されるため運営は不安定であり、しかも非常に苦しい。シスターの生活費は支給されているが、無給である。

また、1986（昭和61）年11月には、朝日新聞社厚生文化事業団より、地道な地域活動や先駆的の事業を応援する「朝日福祉助成金」を受賞した。

## （2）阿倍野ミカエラの家設立までの経緯

阿倍野ミカエラの家の設立は、礼拝会の方針である「女性の更生と自立」を実現するための事業を、大阪においても展開することが求められるようになったことによる。1983（昭和58）年2月23日、シスター辻村ら当時の関係者が、大阪府立婦人保護施設朝光寮を訪問し、岡田薫寮長から「売春女性が施設から社会復帰するにあたって、中間的施設が必要である」との要請を受けたことから始まった。

1983（昭和58）年5月14日から朝光寮との連携を開始し、大阪市阿倍野区松崎町において、同年8月25日、阿倍野ミカエラの家が設立された。そして、同年9月10日から元売春婦2名（22、24才）を受け入れた。

しかし、朝光寮には年配の女性が多く、礼拝会が対象とする青少年の該当者が続かないため受け入れの窓口を広げることになり、1984（昭和59）年3月から養護施設出身者の受け入れを開始した。

養護施設において高校進学が保障されるようになったのは、1973（昭和48）年に厚生省から「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」（児童家庭局長通知）が出されてからであった。これ以前は、養護施設からの高校進学は事実上困難であり、礼拝会では、高校進学を希望する養護施設出身の子どもたちを、日本管区共同体の一つである喜多見第一共同体（東京都世田谷区）の聖家族寮<sup>4)</sup>で生活させていた。

しかし、養護施設において高校進学が保障されたとはいえ、公立高校進学に対する公的費用負担が認められたにとどまり、また本人の事情で進学困難なもの、高校進学を望まない子どもたちもおり、彼ら彼女たちは自らの状態がどうであれ、中学校卒業と同時に就職し、施設を出てゆかなければならなかった。

中学卒業後、一人で暮らしてゆくことは、頼れる身寄りの存在を期待できず、また依然として不安定な状況のもとでは、非常に大きな負担である。従って礼拝会でもまた、施設退所後に身を置ける中間的施設が必要ではないかと考えていた。

この頃、東京では、現在の自立援助ホームの先駆けとなった青少年福祉センターや憩いの家の活動が活発に展開されており、東京都からも認可を受けるまでに至っていた。一方大阪でも1950年代半ばから、養護施設関係者の間で施設退所後の指導への関心が高まり始め、1960年代には施設出身児童のアフターケアのために再保護の取り組みが、いくつかの公的機関で行われていた。例えば大阪市では1963

（昭和38）年には、施設の法外援護費用として、後指導交通費（職場開拓費）が認められたり、翌年には施設に里帰り（盆・正月）指導費（里帰り児童の食費）などの取り組みが行われていた。

また、1964（昭和39）年からは、高校進学・職場通勤・離転職児童の再指導と相談を目的として、第一種社会福祉事業としての入所施設「清心寮」と第二種社会福祉事業としての相談機関を兼ね備えた社会福祉法人大阪児童福祉事業協会の活動が展開されることとなった<sup>5)</sup>。

1984（昭和59）年11月からは保護観察所、さらに1986（昭和61）年3月からは家庭裁判所との連携も開始した。そして、1987（昭和62）年度からは、養護施設からの直接委託は原則としてなくなり、児童相談所において一旦里親委託に切り替えて委託されるようになった。この背景には、阿倍野ミカエラの家<sup>6)</sup>の財政難という理由があった。

設立後、1987年半ば頃までは全ての入所者が働いて月々3万円の寮費を納めていた。しかし、家庭裁判所からも委託を受けるようになると、委託児童に寮費を支払わせてはならないという裁判所の規則により、委託費を持たない施設出身者は寮費を納め、裁判所からの入所者は納めないという、不公平な状況が生じてきた。

そこで、阿倍野ミカエラの家では、寮費を納めることによって、ひとり立ちするまでの期間が長期化するという入所者たちの状況を踏まえ、全ての入所者が寮費を納めなくともよいこととした。そして苦しい財政状況を考慮した上で、委託費が支給されない養護施設からの直接委託をやめ、委託費が確実に支給される公的機関からの委託を受けるようになった。

そして、1987（昭和62）年5月8日、公的機関との連携体制がひとまず整い、事業継続の見込みが出てきたため、創設以来の松崎町から阿倍野区昭和町へと土地付き家屋を購入し、転居した<sup>6)</sup>。

## 2. 聖家族寮ミカエラホーム

### (1) 聖家族寮ミカエラホームの概要<sup>7)</sup>

聖家族寮ミカエラホームは、1985（昭和60）年2月1日に設立され、1986（昭



和61)年4月1日に、東京都より認可を受けた自立援助ホームである。社会福祉法人礼拝会が設置主体者となっている。1997(平成9)年の児童福祉法改正以後、第二種社会福祉事業として、児童福祉法上の自立援助ホーム(「児童自立生活援助事業」)となった。

対象児童は、①児童養護施設を退所した、または、それに準ずる15歳から18歳の少女で、1年から2年の援助により自立するか、あるいは聖家族寮に移る可能性のあるもの、②心身の状態が就労に適しているもの、③本人が、面接して入所を希望しているもの、である。

ホームの基本方針は、「入所児童は家族の人間関係の崩壊の犠牲となり、年齢的には処理しきれない喪失体験や不信感をもってくる。親あるいは頼れる大人もなく自分で生きていかねばならないという自覚が現実のものとなり、それが就労習慣と自立のための貯蓄となって表れるために、先ずホームの日常の人間関係が信頼関係となるように、時間をかけて関わってゆく。その中で成長の主体者は自分自身であり、その責任も自分にあることを体験的に理解できるような援助を積み重ねてゆく。また、就労の苦労と失敗を繰り返しながら職場の人間関係を通して社会的にも開かれ受け入れられていくことを体験できるようにする。退所後も本人の必要に応じた同伴をしてゆく」となっている<sup>8)</sup>。

このような基本方針のもと、入所者への支援については、具体的には、次のようなことが挙げられている。

- ①入所は本人の意志による。入所前に面接を行い、本人の意思とホームの生活のきまりを確認しあう<sup>9)</sup>。
- ②昼間は仕事に通い、社会人としての自覚を深め、生活の苦労と楽しみを体験させる。
- ③自分の収入で生活費(月3万円)を納め、計画的で現実的な金銭管理ができるように援助する。
- ④貯金をして自立のための経済的準備をする(最低月2万2千円)。
- ⑤所持金なしで入所した者はホームから生活費を借り、収入を得てから返済する。
- ⑥ホームと職場の人間関係を通し、他人に対する関心、理解、思いやりなどを育て、困難を乗り越えることを体験し、その大事さを理解するように同伴する。

- ⑦自分の生育歴と家族の状況、それらによる自分の傾向を自覚し、受け入れていけるように援助する。
- ⑧日曜祝日の食事作りや日々の家事手伝いを通し、自立に向けた生活能力を養う。
- ⑨スポーツ、工芸、絵画、楽器演奏など趣味としてのばしていけるようにする。
- ⑩効果的な処遇のために必要であれば、一時的に聖家族寮での宿泊を許可する（一泊3千円）。許可を得て、図書室を利用することもできる。
- ⑪自立の準備ができた者は、聖家族寮に移るか、アパート設定で退所する援助をする。

入所定員は6名で、原則として一部屋に各2名生活している。職員は、ホーム長1名、指導員2名、非常勤の指導員補助1名、調理および受付係2名（常勤1名、非常勤1名）の計6名であり、調理、受付、会計事務は聖家族寮の職員が兼任している。

設立後10年間は、一人のシスターが少女たちと関わり、運営管理を行っていたが、1994（平成6）年にホーム長が交替してからは、もう一名シスターが加わった。さらには、少女たちの多様なニーズに応えるため、非常勤スタッフとして、母親的な雰囲気を持つ職員を求め、そして1997（平成9）年からは、お姉さんのような存在のスタッフが新たに加わるようになった。

少女たちの入所経路は、児童相談所（18歳未満の児童は「自立生活援助措置」という形式で入所）、福祉事務所、婦人相談所（18歳から20歳）、定時制高校や単位制高校などの学校内相談室、東京家庭裁判所と浦和家庭裁判所のいずれかから一名を補導委託として受け入れている。

入所者への援助においては、機関との連携、職員研修、ボランティアの積極的な受け入れを通して様々な試みが展開され、より豊かなものになろうとの努力が行われている。

1998（平成10）年10月からは、施設内研修として、グループスーパービジョンが行われている。これは、「利用者が自立を目指してゆくなかで、スタッフとの信頼関係が重要な鍵になるが、少人数であっても、忙しくなると思い思いに判断し、対応してしまい、気がつくスタッフの中に小さな溝ができていくというこ

とがある。入所者との信頼関係を築くには、スタッフ同士がそれぞれの関わり合いをよく理解し合い、コミュニケーションを取り合うことが必要である。そのためには、普段から話し合える態勢を整えておきたい」との目的で始められることになった<sup>10)</sup>。

ボランティアの受け入れでは、食事づくり、年齢が近い者同士のふれあいなどの他に、入所者と工芸を通して関わりをもちながら、入所者の中に眠っている興味や感性を引き出すというアートセラピーが行われている<sup>11)</sup>。

また、少女たちにとって、性教育は重要であり、「トイレで賢くなろうシリーズ」と題して、一つのテーマ毎に1～2週間、性についての知識などがわかりやすく解説されているものをトイレに掲示し、利用者に自然な形で興味と関心をもたせながら、性生活の正しい理解と責任を身につけていけるような取り組みが行われている<sup>12)</sup>。

ホームの財政については、「限られた補助金と不安定な利用者の負担金」により、運営は非常に厳しい。そのため、少しでもホームでの生活をよくするため、スタッフ自らも運営資金を確保しようと、バザー、フリーマーケット、ガレージセールが行われている<sup>13)</sup>。

## (2) 聖家族寮ミカエラホーム設立までの経緯

聖家族寮ミカエラホームは1985（昭和60）年2月1日に、聖家族寮の一部として開設された。聖家族寮とは、日本管区共同体の喜多見第一共同体と練馬第二共同体において行われている事業であるが、聖家族寮ミカエラホームと同じ共同体にある聖家族寮は、練馬聖家族寮である。聖家族寮ミカエラホームの真向かいに位置している。一般女子勤労者、女子学生、低所得勤労者のための寮として、1961（昭和36）年に設立された。この寮は当初、地方から仕事を求めて上京する若い女性のために設立されたが、それ以外に、養護施設出身者や中卒就労女子児童をも積極的に受け入れていた。1970年代後半頃までは、中卒で入所した寮生の大半が働きながら定時制高校へと通い、寮内では、特に大きな問題もなく生活していた。

しかし、社会情勢の変化に伴い、入所者の質が大きく変化し、また、養護施設

からの高校進学が保障されるようになると養護施設から直接入寮する子どもは少なくなり、児童相談所や福祉事務所から、一度挫折した子どもや養育能力・保護能力に欠ける親のもとで非行に走った子どもたちが、多く入寮するようになった。

このような子どもたちには、個別的に深く関わり、受けた心の傷を時間をかけて癒すことが必要であり、また他の子どもたちに及ぼす影響などを考慮し、聖家族寮外で家庭と同じように少人数で生活できる場が必要ではないかとの認識が生まれてきた。

このような認識のもと寮内で試行錯誤していた頃、聖家族寮の前に1軒の建て売り住宅が完成したことから、1984（昭和59）年12月に土地付き建て売り住宅を購入し、1985（昭和60）年2月1日から少年院を仮退院した少女との共同生活が始まった<sup>14)</sup>。

### 3. 広島ミカエラの家

#### (1) 広島ミカエラの家概要<sup>15)</sup>

宗教学法人礼拝会が設置主体者である無認可の自立援助ホームである。定員は2～3名で、シスター3名が職員として共に生活している。入所者は光熱費や生活必需品の費用を負担している。

他の2ホームとは異なり、女子青少年以外に、夫からの暴力を受けた女性とその子ども、家庭内の問題に悩む女性も受け入れており、また外国人労働者の保護活動も行われている。

#### (2) 広島ミカエラの家設立までの経緯

広島ミカエラの家の設立は、広島の民間社会福祉施設である、聖ミカエルの家との出会いから始まった。

聖ミカエルの家は、家庭に恵まれていない子どもたちが、少人数で生活している「家」であり、キリスト教カトリック信者である村上百合子氏によって、活動が行われている。

聖ミカエルの家は、イエズス会神父である長井一誠神父、村上百合子氏との出会いから始まった<sup>16)</sup>。

1949（昭和24）年、長井神父は、宣教のため来日した。そして、困っている人々のために働きたいと、病人や貧困者のために信者たちと共に活動を始めた。しかし、病人、貧困者への援助は、次第に国の施策が整備され、長井神父は、「心の貧困」を抱えている人々のために貢献しようと考えた。広島少年鑑別所、新光学院、岩国少年刑務所、広島少年院、広島刑務所、貴船原少女苑などを教誨師、篤志面接員として訪問するようになった。その後、神父は、矯正施設で指導した青少年たちを引き取って、一緒に生活したいと考え、2、3人を教会に住まわせていた。しかし、様々に不都合が生じ、青年のための家を求めるようになった。そうした時、1952（昭和27）年に村上百合子氏の家族の一人が亡くなり、「家が広すぎるようになった」との理由から、1953（昭和28）年7月から、自宅を青年と神父へ提供することとなった。村上氏は、会計や青年たちの就職の世話などで、聖ミカエルの家を支援した。

しかし、非行少年たちの家内部での窃盗、放火など様々な苦勞により、1957（昭和32）年、青年たちへの援助は終わりとなった。神父は、非行少年への活動をも辞めてしまおうかと考えたが、周囲の人々からの要望により、教誨師、篤志面接員の仕事は継続することとなった。この後、神父は、もう少し「スレていない」若者の世話をしようと考え、再び、聖ミカエルの家の事業を始めた。一番初めの子どもは、小学校1年生の子ども、養護施設から少し問題のある児童を受け入れたが、さらに、村上氏が1958（昭和33）年に広島県に対して里親申請を行い、児童相談所を通じて、次々と小学生を受け入れることとなった。非行歴のある子ども、知的に障害のある子どもたちを受け入れた。この頃から、村上氏は、本格的に聖ミカエルの家に関わるようになった。

1970年代になると、長井神父と村上氏は「私たちが年よりだからもう新しく里子を委託されることがなくなってきた」ことから、病院で生まれ、育てる人のない乳児を引き受けるようになった。長井神父は、「刑務所、少年院で希望者に面接する時幼少時父母がなくて、あちこちの施設を転々とした人が多い。だから、その人々がもし、幼少からよく育てられていたら、刑務所に入らなかったであろう」と考えたことから、乳児を引き受けることに意義を見いだしていた。

聖ミカエルの家は、このような設立の経緯をたどり、援助が展開されてきたが、

広島ミカエラの家を設立したシスターたちが聖ミカエルの家と関わりを持つようになったのは、中学生ぐらいになった聖ミカエルの家の子どもたちを、阿倍野ミカエラの家が引き受けたことからであった。これを契機として1986（昭和61）年8月から2名のシスターが2年の契約で、聖ミカエルの家を手伝うようになった。そして、1988（昭和63）年8月から、広島市の庚午において、3名のシスターが共同生活を始めることになった。設立当初は、入所してくる者は少なく、具体的な活動方針も立てられていなかった。そして財源はシスターの年金、寄付金などでまかなわれていた。

そうした状況の中、シスターが貴船原少女苑へ篤志面接員として通っており、少人数の入所者を少ない財源によって支え、運営を安定させてゆかなければならない、他の共同体との距離が遠く、援助を求めることは困難との判断から、家庭裁判所からの委託を多く受け、入所ルートの本一化を目指した。

そして、1998（平成10）年8月には、千代田生命支店長の社宅を礼拝会が購入し、土地付き家屋を確保した。

#### [注]

- 1) 阿倍野ミカエラの家の概要、歴史を述べるにあたっては、以下のものを参考にした。
  1. 阿倍野ミカエラの家：「阿倍野修道院・ミカエラの家 創立の経緯」。
  2. 全国自立援助ホーム連絡協議会：『全国の自立援助ホーム — 40年の歴史と20の実践 —』、平成12年3月、154—163頁。
  3. 阿倍野ミカエラの家通信、No.1、2、3、1993年5月号、No.5、1993年12月号、No.7、8、9、10、1995年1～3月号、No.14、1995年4～6月号、1995年7～9月号、1996年1～3月、No.17、平成9年8月号、平成10年2月号、平成10年10月号、平成11年3月号、2000年1月号、2000年4月号、平成11年6月号、2001年3月号。
  4. シスターへの聞き取り。
- 2) 全国の自立援助ホームの総数22とは、以下の資料を参考にして確定した。
  1. 全国自立援助ホーム連絡協議会：『全国の自立援助ホーム』2000年。
  2. 全国自立援助ホームセミナー埼玉大会実行委員会：「全国自立援助ホームセミナー埼玉大会報告書」2000年。

3. 全国自立援助ホーム連絡協議会：『自立援助ホームを全国へ——全国自立援助ホーム実態調査——』1994年。
4. 本調査による聞き取り。
- 3) 法制上の自立援助ホームとなると、対象児童は20才以下となり、また入所経路も狭まることから、阿倍野ミカエラの家は、認可に対してそれほど積極的ではない。
- 4) 喜多見第一共同体の喜多見聖家族寮は、1951年に設立された、一般女子学生のための寮である。宗教法人礼拝会が運営している。
- 5) 大阪児童福祉事業協会：『30年のあゆみ』平成7年。
- 6) 鉄筋コンクリート3階建て、7000万円、礼拝会によって購入された。改装費には、別に3000万円が費やされた。
- 7) 聖家族寮ミカエラホームの概要、歴史を述べるにあたっては、以下のものを参考にした。
  1. 聖家族寮ミカエラホーム：「自立援助ホーム『聖家族寮ミカエラホーム』平成11年度事業報告」。
  2. 聖家族寮ミカエラホーム：「児童自立生活援助事業『聖家族寮ミカエラホーム』平成12年度事業計画」。
  3. 聖家族寮ミカエラホーム：「ミカエラホーム沿革」。
  4. ミカエラホーム便り、1997年春号、1997年夏・秋号、1998年夏・秋号、1999年夏・秋号、1999年冬・春号、2000年冬・春号。
- 8) 聖家族寮ミカエラホーム：「児童自立生活援助事業『聖家族寮ミカエラホーム』平成12年度事業計画」、1頁。
- 9) 入所は本人の意志に基づくが、1997（平成9）年からは、次のような手順で入所が行われることになった。
  - ① 入所希望者のところにホームから出向いて行き、本人に直接ホームの生活について説明をする。
  - ② その上で入所を希望する時は、本人がホームを見学に来る。
  - ③ その後、充分考えた末、入所する意志と大体の入所時期を本人が関係機関に伝える。
  - ④ 入所日は関係機関とホームとの間で調整して決定し、本人に伝える。
  - ⑤ ただし、18才までの者については、児童相談所と相談し、連携をとりながら進めて行く。

これは、本人が自立援助ホームについての詳しく、十分な情報を得ないまま入所に踏み切ることがしばしばあったことから、考えられたものである。

（聖家族寮ミカエラホーム：「ミカエラホーム便り」vol. 3、1998年冬・春号）。

10) 施設内での研修だけでなく、職員研修や処遇の質の向上についての取り組みは盛んに行われており、処遇困難なケースについては、スーパービジョンを受けたり、児童虐待の研修会、性教育セミナーなどへも参加している。

11) アートセラピーを学んだボランティアが、1998年1月より、1ヶ月から2ヶ月に1回の頻度で来ている。「できるだけ身近な材料で、自分でもできるような題材を」「他の人と協力したり、ほめあったりできるような雰囲気」「生活の場面の中で、やってもやらなくてもいい自由さがある」という方針のもと、で行われている。

これまでの活動内容は、ジェスチャーの「絵」版、ペインティング、レターセット作り、マーブリング、キャンドルづくり、ワイヤーによる小物作り、クリスマスカード作り、粘土による工芸などである。

（聖家族寮ミカエラホーム：「ミカエラホーム便り」vol. 7、2000年、冬・春号）

12) 「自分のからだを知ること、大切にすること、愛することからはじまって、自分を愛するように、人の心やからだも愛することができたら…なんていう思いで、手探りではありますが、私たち職員も性教育に真剣に取り組んでいます」

（聖家族寮ミカエラホーム：「ミカエラホーム便り」vol. 3、1998年冬・春号）。

13) バザーの収益額について、平成11年度は以下の通りであった。

- ・ガレージセール6月（開催期間1日）…………… 29,030円
- ・ガレージセール9月（開催期間1日）…………… 31,630円
- ・カトリック教会バザー（開催期間1日）…………… 23,365円
- ・サンタマリアスクールバザー（開催期間不明）………145,192円

年に1回バザーに参加し、年に3,4回フリーマーケットに出店している。

前掲資料7)の①。

14) 1984（昭和59）年12月に家屋が購入された。2階建てで、価格は3980万円であり、建物分1450万円は、練馬修道院支払いで、土地は日本管区が購入した。

15) 広島ミカエラの家の概要、歴史を述べるにあたっては、以下のものを参考にした。

1. インタビュー記事「福祉ひとすじに生きる 村上百合子」。
2. 村上百合子：「聖ミカエルの家の三十年とイエズス会の長井一誠神父様」。

16) 長井一誠神父の本名は、アントニオ・ド・シャンジイであり、フランス人である。日本名は、1964年に帰化した際、これまで自分が世話をした子どもの名前をもらった。帰化した理由は、故国へは帰らず、心の平和を得たいと願う人々をより一層手伝うことができれば、との考えからであった。

（同掲書15）の②）。

（以上の文責 神原）



## あとがき

本論文は、文部省科学研究費による社会福祉施設史の共同研究の一環として、土井と宮里慶子（大学院博士後期課程）、神原知香（大学院博士後期課程）の3名で分担執筆した研究報告の抄録である。具体的には、土井執筆分担の大部分と神原執筆分担の前半のみを収録した。統計分析〔3の1） 神原分担〕と事例史分析〔3の2） 宮里分担〕をあえてはずした理由の第一は、後述するようにそれらが中間報告であること。第二の理由は、たとえ要約したとしても本誌の制限枚数を大幅に超えてしまうことである。

私たち3名は研究会事務局を担う一方で、「ある自立援助ホームの戦後史」をテーマに選び、①文献資料蒐集、②聞き取り調査（実践者対象）、③統計調査（退所者対象）、を同時並行的に進める方法をとった。

土井の3回ゼミ生と4回ゼミ生の一部、計7名の学生諸君が作業に加わってくれ、時間のかかるやっかいな仕事を少しづつ処理し実証研究に結びつけることができるようになったが、考察の範囲が広がるにつれ作業量も増し、科研報告原稿締切時期までに調査分析と事例史分析を終結させることができなかった。

2001年度中に、本稿の続編を報告書にまとめる作業が現在進行中である。作業メンバーには新3回ゼミ生4名が新たに加わり、今春卒業した旧ゼミ生1名も参加している。

今回の調査研究では、礼拝会の各共同体・各施設に所属される多くのシスターから心暖まるご支援をいただいた。とりわけ、私たちが調査の対象とした3施設の関係者、管区の本部と喜多見、練馬、横浜の共同体の方々からは、快く情報と資料の提供をいただくことができた。さらに、東京の憩いの家、広島の新ミカエルの家関係者にも、大変お世話になった。とくに、私たちをこの施設史研究へと暖かく導いてくださった辻村恵美子シスター（阿倍野ミカエラの家 前礼拝会日本管区長）、現礼拝会日本管区長の前田照子シスター、お二人の名前を代表であげさせていただき、心より厚く御礼申し上げる。

最後に、私たちの研究計画と作業工程の全容を記す資料を添付しておきたい。2000年9月段階で作成されたものであるが、その前後の作業経過も読み取っても

らえるのではないかと思ったからである。

---

平成12年度の研究経過

2000. 9. 30 現在

1. 青少年施設史研究の対象

1) カトリック女子修道会・礼拝会傘下の女子アフターケア施設（自立援助ホーム）史調査

- ①（宗）ミカエラの家（大阪市阿倍野区・茨木市一家庭裁判所・保護観察所の補導委託、児童相談所の里親委託先）…【調査中】
- ②（福）ミカエラホーム（東京都練馬区一東京都・埼玉県委託／家裁・保観の補導委託先）…【第一次調査（関係者の情報と資料蒐集）終了】
- ③（宗）広島ミカエラの家（広島市一家裁・保観の補導委託先）…【第一次調査（関係者からの聞き取りと資料蒐集）終了】

2) 礼拝会傘下の関連施設…【調査（関係者の情報と資料蒐集）終了】

- ①（福）聖家族寮（宿所提供施設 東京都練馬区）
- ②（福）ミカエラ寮（女性の緊急一時保護施設 横浜市）
- ③（福）カサ・デ・サンタマリア（母子生活支援施設 横浜市）

3) その他のアフターケア施設…【調査予定】

- ①（福）青少年と共に歩む会・憩いの家（東京都世田谷区）
- ②（財）青少年福祉センター（東京都新宿区 足立区）

2. 作業経過と今後の予定

1) 目的と参加者

- (1) 調査テーマ…「ミカエラの家のあゆみ」（科研・施設史調査の一環）
- (2) 調査メンバー…10名

- ①土井洋一（教員）宮里慶子（大学院博士後期課程）神原知香（大学院博士前期課程）
- ②前阪あやこ 山崎洋太（4回ゼミ生）
- ③雲丹亀秀美 金倫熙 平田早和子 藤本香織 船曳美千子（3回ゼミ生）

2) 作業工程

- (1) ミカエラの家との打合せ（第1回施設訪問 2000.5.31 調査者全員参加）
- (2) 事前調査…6月上旬～7月中旬
  - ①聞き取り調査 a－草創期からの職員・関係者対象（4名）…【3名 調査予定】
  - ②文献・資料の蒐集－リストの作成（進行中）
  - ③関連年史・文献の学習・検討（適宜 水曜5コマを活用 全員）
- (3) 本調査…7月中旬～12月下旬（訪問可能日時に随時 全員のうち都合のつく者）
  - ①聞き取り調査 b（職員対象 阿倍野ミカエラの家の退所者ケース・約200のうち130ケース終了）
  - ②東京のミカエラホーム、横浜のミカエラ寮他調査（7/14～15 土井）
  - ③広島ミカエラの家・聖ミカエルの家調査（8/21 土井他6名）
  - ④聞き取り調査 c（阿倍野ミカエラの家在勤の旧職員対象 東京のミカエラホーム退所者ケース・約100のうち 典型ケース）
  - ⑤聞き取り調査 d（阿倍野ミカエラの家の職親対象－1月に実施予定）
- (4) 補充調査
  - ①広島ミカエラの家二次調査（土井－1月に実施予定 1泊2日）
  - ②東京・ミカエラホーム二次調査（土井 宮里 神原－2月に実施予定 2泊3日）
  - ③東京・憩いの家他調査（同上）
- (5) 分析・分類・整理
  - ①調査データの分析1（統計処理）
  - ②同 2（ケースの分類・整理）
  - ③文献・資料の蒐集継続と分類・整理
  - ④文献・資料目録の作成
  - ⑤研究の枠組みづくり

（以上の文責 土井）